

外国人観光客誘致に
向けた観光市場実態
調査・分析業務委託
一般公募型プロポーザル方式
説明書

平成30年11月

一般社団法人湯浅観光まちづくり推進機構

この説明書は、インバウンドに人気の高い、歴史・自然を活かした体験型観光コンテンツの景勝地である湯浅湾を活かした多様な観光プログラムを準備し、醤油観光以外にも消費額を増加させるコンテンツをつくり、様々な周遊観光につなげる。これらのことにより、鉄道、道路に加え、港湾を活用した観光交流の玄関を整備し、日本遺産、歴史的な町並みを活かした観光を多面的に展開することで、湯浅町の知名度を向上させ、ふるさと納税を通じた特産品のブランド化等にもつなげるなど、湯浅ならではの観光による地域経済活性化を実現する。そのため、現状の外国人観光客の国籍、年齢、動向等を把握するため、いかなの調査・分析を行い、今後のインバウンド誘致の方向性を検討する事業の履行に最も適した委託業者を選定に資する一般公募型プロポーザル方式の実施について、必要な事項を定めるものである。応募者は、本案件について十分な確認を行い、この説明書等の条件を承知の上、所定の手続きに従い提案されたい。

記

1 事業名称

外国人観光客誘致に向けた観光市場実態調査・分析業務

2 業務の概要

別添外国人観光客誘致に向けた観光市場実態調査・分析業務委託仕様書及のとおり

3 期 間

契約の日から平成 31 年 3 月 31 日までに当該業務を履行すること。

4 受託金額

当該業務委託にかかる全ての費用（契約費含む）の合計額の上限は 14,000 千円以内とする（消費税及び地方消費税を含む）。

5 応募資格

- (1) 応募者が提案する内容について、確実に実施できる能力を有すると認められるもの。
- (2) 当該事業実施後、各種補助金の申請や事業着手に当機構が遅滞なく取組むことができるよう支援できること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定（一般競争入札の参加者の資格）の要件に該当しないもの。
- (4) 湯浅町の競争入札等に係る指名停止措置を受けていないもの。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）又はその利益となる活動を行う法人その他の団体でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人その他の団体でないこと。

- (7) 法人その他の団体でその役員等（法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者、法人以外の団体である場合にはその団体の代表者又は役員をいう。）のうちに暴力団の構成員等となっている者がいないこと。
- (8) 会社更生法又は民事再生法に基づく更正（再生）手続き開始の申し立てをしていないもの。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないもの。

6 実施方法

(1) 審査（プレゼンテーション）

平成 30 年 11 月 21 日（水）13 時 00 分～ 場所：湯浅町庁舎 2 階応接室

プレゼンテーション終了後、プレゼンテーションを踏まえた提案内容を審査委員会で審査し、受託者を選定する。なお、所要時間は、質疑応答を 5 分程度予定しているため、説明を 25 分以内とすること。入室可能人数は 5 名以内とする。また、プロジェクト等説明に必要な機材については、応募者が用意すること。

(2) 審査結果通知発送

平成 30 年 11 月下旬発送予定。

審査結果に関して、異議申立ては受け付けない。また、審査により選定した業者を契約予定業者とし、契約条件（諸条件、金額等）の協議を行い、協議が整えば随意契約により当該業務委託契約を締結する。契約締結交渉が不調の場合は、次点業者と契約締結交渉を行う。

7 評価、採点

評価項目及び採点は下記のとおりとする。

項目	審査基準	配点
企画力	実現性高い企画・構成となっているか	20
	提案内容が集客的魅力を感じるものであるか	20
	業務に携わるにあたり、専門性やスキルは十分に備わっているか	10
提案内容	類似実績および事業実施に対するノウハウは十分か	10
理解度	事業の内容・目的を踏まえたコンセプトとなっているか	20
見積額	経費の積算が提案内容と比較した際、妥当な金額となっているか	10
実現性	スケジュールは妥当か	10
合計		100

8 申込書受付期間及び場所

受付期間：平成 30 年 11 月 9 日（金）～平成 30 年 11 月 19 日（月）

※ 11 月 19 日（月）17 時 必着とする。

受付時間：土日を除く 8 時 30 分～17 時 15 分

提出書類：正本 1 部、副本 6 部を一般社団法人湯浅観光まちづくり推進機構まで提出すること。

提出方法：郵送、持参

9 申込みに必要な書類

ア 申込書(様式1)

イ 会社概要又はこれに類する書類

ウ 過去3年間の事業実績等に関する書類及び決算書

エ 提出書類

○法人登記簿の謄本、団体の定款、寄附行為又はこれに相当する書類

○印鑑登録証明書(申込み前の3ヶ月以内に発行されたもの)

○市町村税完納証明書(完納証明書を発行していない市町村については、直近2年度分の市町村民税及び固定資産税の納税証明書又は直近2年度分の市町村民税及び固定資産税の非課税証明書)

オ 企画提案書(様式1)

・10ページ以内とする。

・事業実施スケジュールやイメージ図(パース等)を記載すること。

カ 類似契約実績書(様式2)

※該当する場合のみ提出すること

キ 業務責任者実績書

ク 工程表

※平成31年3月末に業務が完了すると仮定したスケジュールを作成すること。

ケ 見積書

・書式は自由、A4サイズ

・14,000千円(消費税及び地方消費税含む)以内に限る。

※ 会社の概要等様式の指定がないものは、任意の様式で提出すること。

10 その他

ア 当該募集に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

担 当 部 局 一般社団法人湯浅観光まちづくり推進機構

郵 便 番 号 643-0002

住 所 和歌山県有田郡湯浅町青木668番地1

電 話 0737-22-3133

F A X 0737-63-3791

E - m a i l yuasadmo@town.yuasa.lg.jp

イ 質問受付

受付期間：平成30年11月9日(金)～平成30年11月13日(火)

※8時30分～17時15分の間

受付方法：質問がある場合は、別紙質問票(様式3)に記入のうえ、持参又はFAX, E-mail等で送付すること。原則、電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。

回 答：質問の回答は、質問者に文書(E-mail含む)にて平成30年11月14日(水)までに回答する。